

定 款

一般社団法人デジタル教科書教材協議会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人デジタル教科書教材協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第3条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、デジタル教科書・教材の開発及び普及その他の教育情報化を推進する活動を行うことにより、教育の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育情報化に関する調査研究、普及啓発、政策提言
- (2) 教育情報化に関連する事業
- (3) 前各号に掲げる事項に附帯し、又は関連する一切の事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 当法人に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）の定める一般社団法人の社員として、次の各号に掲げる種類の会員を置く。

- (1) 幹事会員 当法人の事業を主体的に運営するため、理事となる意思（法人の場合はその役職員を理事に就かせる意思とする。）を持って当法人に入会した者をいう。
- (2) 一般会員 当法人の事業に参加するため当法人に入会した者であって、幹事会員及び特別会員以外のものをいう。
- (3) 特別会員 当法人が委嘱して入会した有識者をいう。

(入会)

第7条 当法人に幹事会員又は一般会員として入会しようとする者は、所定の様式による申込みをし、理事会の定める入会基準に基づく会長の承認を得なければならない。

- 2 会長は、前項の承認を行わないときは、速やかに、理由を付した書面をもって申込者にその旨を通知

しなければならない。

- 3 特別会員の委嘱は、理事会の定めに基づき、会長が行う。

(会費)

第8条 会員（特別会員を除く。以下この条において同じ。）は、当法人に年会費を納入しなければならない。

- 2 年会費の額は、次のとおりとする。
 - (1) 幹事会員 年100万円
 - (2) 一般会員 年24万円
- 3 会員は、毎事業年度分の年会費を、当該事業年度中の4月末日までに一括して当法人に納付しなければならない。
- 4 事業年度の途中に当法人に入会した会員は、入会后1か月以内に、当該事業年度分の年会費を当法人に納付しなければならない。
- 5 当法人は、如何なる場合においても、受領した年会費を返還する義務を負わない。

(会員の地位の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、当法人の会員の地位を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 総会員の同意があったとき。
- (3) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、総会における弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会費を支払わなかったとき。
- (2) 法令又はこの定款の規定に違反したとき。
- (3) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な理由があるとき。

第4章 役員及び事務局

(役員の種別及び定数)

第12条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
- (2) 監事1名以上
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長は、一般法人法に定める代表理事とする。
- 4 理事のうち若干名を、副会長その他当法人の業務を執行する理事とすることができる。

(役員を選任等)

- 第13条 理事及び監事は、幹事会員及び特別会員の中から、総会の決議によって選任する。
- 2 会長及び副会長その他業務を執行する理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、理事又は当法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第14条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうち、予め理事会で定めた者がその職務を代行する。
 - 3 会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 当法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為若しくはそのおそれ又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会及び理事会に報告すること。
 - (4) 理事の業務執行の状況又は当法人の財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
 - (5) その他一般法人法に定める監事の職務。
 - 5 監事は、いつでも、当法人の理事及び職員に対して事業の報告を求めることができる。

(役員任期等)

- 第15条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 増員により選任された理事の任期は、現任理事の任期の満了すべき時までとし、補欠のため選任された理事及び監事の任期は、それぞれの前任者の任期の満了すべき時までとする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、第12条第1項に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任し、当該定数が充足されるまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対し、解任する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局)

- 第17条 当法人の事務処理のため事務局及び職員を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。
 - 3 事務局長及び事務局員は、会長が任命する。

第5章 総会

(種別)

第18条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 総会は、一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第19条 総会は、全会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 役員を選任
- (3) 解散
- (4) 合併
- (5) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第21条 定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の決定をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して招集の請求があったとき。

(招集)

第22条 総会は、前条第2項第2号の場合を除き、理事会の決定に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を開催しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも2週間前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、総会は、会員全員の同意があるときは、法令に別段の定めがある場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第23条 総会の議長は、会長が務める。

2 会長に事故があるときは、副会長のうち、予め理事会で定めた者がこれに当たる。

(定足数)

第24条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款又は法令に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第20条第1号、第3号、第4号その他一般法人法第49条第2項に掲げる決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(議決権等)

第26条 会員の議決権は、会員の種別にかかわらず、議案ごとに各1個とする。

- 2 総会に出席することができない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により代理人によって表決した会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

(総会の決議の省略)

第27条 理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

- 2 前項に規定により定時総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時総会が終了したものとみなす。

(総会への報告の省略)

第28条 理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(テレビ会議又は電話会議による総会の開催)

第29条 総会は、テレビ会議又は電話会議の方法を用いて開催することができる。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項その他の法令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会が開催された日時及び場所
 - (2) 会員の総数及び総議決権数並びに総会に出席した会員の数及びその議決権数
 - (3) 書面又は委任による表決者がある場合には、その数及び議決権数
 - (4) 総会の議事の経過の要領及びその結果
 - (5) 総会に出席した理事及び監事の氏名
 - (6) 総会の議長の氏名
- 2 総会の議事録には、議事録の作成に係る職務を行った者が署名し、又は記名及び押印をしなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、次の事項の議決その他の法令及びこの定款で定める職務を行う。

- (1) この定款の実施に必要な細則の制定及び改正
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) 理事の職務執行の監督
- (9) 会長、副会長その他当法人の業務を執行する理事の選定及び解職
- (10) その他総会の議決を要しない業務の執行又は運営に関する事項

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合のほか、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(テレビ会議又は電話会議による理事会の開催)

第34条 理事会は、テレビ会議又は電話会議の方法を用いて開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長が理事の中から指名する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数をもって行う。

(議決権等)

第37条 各理事の議決権は、各1個とする。

- 2 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その事項に加わることはできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りではない。
- 4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第14条第3項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項その他の法令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所
- (2) 理事及び監事の各総数並びに理事会に出席した理事及び監事の各数及び氏名
- (3) 理事会の議事の経過の要領及び議決の結果
- (4) 決議を要する事項につき特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (5) 理事会の議長の氏名

2 理事会の議事録には、出席した会長及び監事が署名し、又は記名及び押印をしなければならない。

第7章 その他

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算する場合における残余財産は、総会において議決するところにより、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の基づき公益認定を受けた法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附則

(設立時役員)

第41条 当法人の設立時の役員は次のとおりとする。

設立時理事	小宮山 宏
設立時理事	中村伊知哉
設立時理事	石戸奈々子
設立時会長	小宮山 宏 (設立時代表理事)
設立時監事	上沼 紫野

(設立時会員)

第42条 当法人の設立時会員（一般法人法上の設立時社員をいう。）の氏名又は名称及び住所は次のとおりとする。

以下、省略

第43条 当法人の設立当初における会員の入会は、第7条の規定にかかわらず、当法人の設立登記の日に設立時会長が承認した者を入会させるものとする。

第44条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上一般社団法人デジタル教科書教材協議会を設立するため、設立時社員中村伊知哉、設立時社員石戸奈々子、設立時社員菊池尚人の定款作成代理人である司法書士渡邊茂正は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成28年11月21日

設立時社員 中村伊知哉

設立時社員 石戸奈々子

設立時社員 菊池尚人

上記代理人 司法書士渡邊茂正